

【平成30年第1回定例会 環境委員会委員長報告資料】

平成30年3月16日 環境委員長 押本 吉司

- 「議案第7号 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第33号 港湾施設の指定管理者の指定について」

《意見》

* 本議案は川崎港コンテナターミナルにおける指定管理の対象範囲の拡大に伴い、横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体を指定管理者に再度指定するものだが、市域を越えた港湾運営会社による運営では、本市の独自性や市民の声が反映されにくくなると考える。また、前回の指定議案に反対してきた立場からも、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第57号 平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第58号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（環境局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 本条例の改正に伴い新設する各手数料の設定基準について

改正された各準拠法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令に基づき、金額を設定した。

* 新設又は金額改定となる各手数料に係る1年間当たりの対象件数について

いずれの手数料についても対象となる事業者が多くないため、年間の対象件数は少ないと想定している。

* 土壤汚染対策法の改正内容及び施行時期並びに本条例との関係性について

土壤汚染対策法の改正は、施行時期が第1期及び第2期に分かれており、本条例改正は第1期に対応したものである。自然由来等の土壤汚染に関する改正等については、第2期に対応したものであり、今後、環境省の中央環境審議会での内容について検討された後、概ね1年後に施行される見込みである。

* 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請等に係る本市の審査体制及び審査の適正性の確保について

新設される産業廃棄物の処理に係る特例の認定については、本市がこれまで行ってきた産業廃棄物処理業に関する許可申請等に対する審査と同等の審査内

容であることから、現状で十分な審査を行える体制であるとともに、適正性も確保できるものと考えている。

《意見》

* 対象となる事業者は少ないとのことであるが、改正条例の施行日が平成30年4月1日であるため、対象事業者等への広報・周知を十分に行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決